

平成 29 年 10 月 3 日

桜井市教育委員会
教育長 上田 陽一 様

桜井市学校規模適正化検討委員会
会長 岩本 廣美

桜井市の学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方（答申）

平成 29 年 5 月 23 日付 6 号で諮問されたことについて、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりとりまとめましたので、答申いたします。

別紙 桜井市の学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

はじめに

桜井市学校規模適正化検討委員会は、平成 29 年 5 月 23 日に桜井市教育委員会から、「桜井市の小・中学校の規模及び配置の適正化について」の諮問を受けた。そこで当委員会では、桜井市の学校教育の目標である「人権尊重の精神を培うことを基盤として、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成」を目指し、子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるように、小・中学校の適正な規模等に関する基本的な考え方や適正化に向けた具体的な方策について、5 回の会議を開き議論を重ねた。ここに当委員会の検討結果をまとめ答申するものである。

1 学校の現状と問題について

(1) 学校の現状

【児童・生徒数】

桜井市立小・中学校の児童・生徒数は、全国的な少子化及び出生数の減少傾向と同様に年々減少を続け、平成元年度から平成 29 年度の 28 年間で、児童数は 4,685 人から 2,872 人に、生徒数は 2,505 人から 1,358 人になり、率にするとそれぞれ 38.7%、45.8%減少している。

また、平成 29 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳を基準人口とする児童・生徒数の将来推計では、10 年後の平成 39 年には児童数 2,274 人、生徒数 1,318 人、20 年後の平成 49 年には児童数 1,857 人、生徒数 982 人へと大きく減少することが見込まれる。

【学校数・学級数】

学校数は、中山間地域の人口減少を受け平成 18 年 4 月に上之郷小学校と初瀬小学校が統合し、平成 29 年度は小学校 11 校、110 学級、中学校 4 校、42 学級となっている。

学校別にみると、小学校では 6 学級が 1 校、7 学級が 5 校あり、全学年で 2 学級以上確保できない小学校が 11 校中 6 校となっている。中学校においては、現状では 4 校全てで全学年 2 学級以上となっているが、6 学級、8 学級が各 1 校であり、今後複数学級の維持が困難になることが予想される。

【学校施設】

全学校の耐震改修工事は完了しているが、昭和 56 年以前の旧建築基準で建設された学校が小・中学校 15 校中 5 校を占め、校舎の老朽化が進んでいる。

(2) 学校規模からみた学校教育に関する問題点

児童・生徒数の減少による各学校の小規模化により、1学年あたりの学級数が少なく、クラス替えができないほか、多様な考え方に触れ学びあう機会や切磋琢磨する機会が少ない等の問題が生じている。中学校においては生徒数が少ないことにより部活動数が限られるという問題もある。

また、学校施設は未来を担う子どもたちが集い、学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場や非常災害時の避難所として重要な施設である。そのため、学校施設の老朽化対策は先送りできない重大な課題である。

このほかに、児童・生徒の通学環境や学校と地域の関わりと学校区の関係についても認識しておく必要がある。

2 学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

学校の現状と問題を踏まえ、桜井市の学校の適正規模・適正配置の推進に向けての基本的な考え方を以下のようにとりまとめた。

(1) 適正化に取り組む基本的な視点について

○児童・生徒により良い教育環境を提供し、その環境を活かした望ましい学習・集団活動が形成されることを最優先として、学校規模の適正化を進めること。

○教育体制や学校施設の良い水準が将来にわたって維持・改善できるように、全市的・長期的な視野に立って、校区の弾力的な見直しによる学校規模の適正化を早期に進めること。

○学校と地域社会とのつながりや果たしてきた役割などに配慮し、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた学校規模の適正化を進めること。

(2) 学校の適正な規模について

○クラス間で切磋琢磨するなどクラス替えによる効果的な教育ができるよう、小・中学校の適正学級数を12学級から18学級を基本とすること。

○各学級の児童・生徒数は、小学校1年生が35人以下、小学校2年生～6年生及び中学生は40人以下を基本とすること。

○過大な長時間通学を避けるとともに交通安全に配慮し、小・中学生の通学時間は、スクールバスや路線バス、電車を利用し概ね1時間以内とす

ること。

(3) 学校の適正な配置について

- 優良な教育環境を確保するため、適正規模を踏まえた上で、現行の中学校区の枠組みを堅持しながら各小・中学校において適正化を進めること。
- 学校規模ならびに通学時間に加え、地理や交通の状況、児童・生徒の安全確保等の各地域の特性・課題を踏まえて、総合的な教育条件の向上に資するように検討すること。
- 適正化の効果を高めてより充実した教育環境を形成できるよう、小中一貫教育の導入を検討すること。
- 校舎の老朽化を踏まえ、建て替えや長寿命化の時期を目安に、また隣接校及び中学校区全体の状況も勘案しつつ、適正規模・適正配置を進める優先順位を検討すること。

(4) 適正化を推進する上での留意点について

- 通学区域変更に伴う通学距離延長、通学路や通学手段の変更等による交通事故や犯罪等の危険を抑制するために、地域ぐるみで安全確保に努めること。また、子どもたちの危険の予測及び回避する能力の育成などに努めること。
- 統合を必要とする場合は、統合予定校同士の交流、学習・生活に関するルールや基準の統一、特別支援が必要な児童・生徒に対する一貫した支援体制の構築等を行うこと。
- 統合により校区が広がる機会を活かして、地域と学校がより広く、より深く関わるような取組に努めること。
- 統合により使用されなくなった学校建物・敷地は、様々な用途で有効利用して地域の活性化に資するように、地域住民と協働で取り組んでいくこと。
- 適正化による新しい教育体制に対応して、教職員の効果的な配置や資質・能力の向上等に努めること。

(5) 適正化の取組の進め方について

○小・中学校再編の長期計画及び短期的アクションプランを中学校区ごとに策定し、これを定期的に見直すことで情勢の変化に対応した取組を進めていくこと。

○保護者や地域住民の理解と参画を得て連携した取組を進めるため、保護者、地域住民等への情報提供、意見収集、協議等の機会等を設けること。

おわりに

当委員会は、子どもの数が年々減少し今後さらにその傾向が続くであろうという状況を踏まえ、将来を担う子どもたちに、最も良い教育環境をどのように整えていくべきかに重点を置き議論を重ねてきた。その結果、全学年で複数学級を確保することを基本とする考え方に委員の合意を得た。この答申を契機として、桜井市において学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、学校関係者、保護者、地域住民、行政がお互いに力を合わせて取り組み、桜井市における教育がさらに発展することを期待するものである。